

## 那覇市公園愛護会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市と市民等が協働して公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図るため、市民等が結成した公園等の愛護団体又は個人等で行う環境美化活動とその支援等について必要な事項を定めるものとする。

### (愛護会活動)

第2条 愛護会（公園等の愛護団体等で、第5条の規定により市と協議し合意書を交わした団体又は個人等をいう。）は、公園等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃
- (2) 草花等植栽の企画提案及び実施
- (3) 公園施設の破損等に関する情報の提供
- (4) その他公園等の愛護活動に関し必要なこと。

### (募集)

第3条 市長は、本市が発行する広報紙等により愛護会となることを希望する団体及び個人等を募集する。

### (申込み)

第4条 愛護会になることを希望する団体及び個人等は、愛護会申込書（様式第1号）に公園愛護会名簿（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の団体は、原則5人以上の者で構成するものとし、その代表者は成人でなければならない。
- 3 第1項の個人等は、1人から4人以内の者で構成するものとし、その代表者は成人でなければならない。

### (協議)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合に、その申込みの内容が所定の要件を備えているものと認めるときは、当該申込みに係る団体及び個人等と次に掲げる事項について協議を行い、協議が調ったときは合意書（様式第3号）を交わし、登録するものとする。

- (1) 活動の場所について
- (2) 活動の内容について
- (3) 活動の時期及び頻度について
- (4) 市の提供する清掃用具等について
- (5) その他公園等の愛護活動として必要なこと。

### (活動の助言及び指導)

第6条 市長は、前条の規定により交わした合意書における合意事項を愛護会が履行しないとき、又はその活動について改善が必要と認められるときは、助言及び指導することができる。

### (活動支援)

第7条 市長は、愛護会活動に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 次の物品等の支給

ア ごみ袋

イ 清掃等に必要な用具類

ウ 草花苗等

(2) 愛護会名を記した表示板の設置

(3) 損害及び賠償責任等の損害保険への加入（費用の負担）

2 愛護会等は、前項第1号に規定する物品等の支給を求める場合は、公園清掃用具及び花苗等支給申請書（様式第8号）を市長に提出するものとし、市長は、予算の範囲内で適切に支給するものとする。

（報告）

第8条 愛護会に登録した団体及び個人等は、市長に対し、愛護会活動報告書（様式第4号）により毎年度定期的に活動報告を行うものとする。

2 市長は、前項の報告がない愛護会に対し活動報告を提出するよう求めることができる。

（報奨金）

第9条 市長は、愛護会に登録された団体において前条の規定による活動報告書を精査し、その活動が月に2回以上あると認める場合は報奨金として月額3,000円を交付することができる。なお、個人等は報奨金の交付対象外とする。

2 報奨金の交付時期は、上半期、下半期の活動終了後とする。

3 報奨金を受けようとする愛護会に登録された団体は、愛護会活動報告書及び請求書を市長が指定する日までに公園管理課に提出しなければならない。

（表彰）

第10条 市長は、15年以上にわたり継続して公園の清掃等の愛護活動に努め、その功績が特に顕著なものとして認められる愛護会団体及び個人等を表彰することができる。

2 過去に表彰を受けた者も、再度前項に該当すると認められる場合は、表彰することができる。

（変更届）

第11条 愛護会の代表者、構成員等、団体の構成に変更が生じたときは、愛護会変更届（様式第6号）により市長に届出なければならない。

（愛護会の解消）

第12条 愛護会は、団体等を解散しようとするとき、又はその活動を止め、合意書の愛護会活動内容を解消しようとするときは、愛護会解散届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、第6条に定める助言及び指導を行っても、なおその活動が愛護会としてふさわしくないと認められるときは、当該愛護会に係る登録を取り消すことができる。

3 市長は、愛護会解散届を受理したとき、又は愛護会の登録を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第8条に定める活動報告書が3年以上行われず、かつ、愛護会の所在及び活動状況が3年以上不明な団体及び個人等については、当該愛護会に係る登録を取り消すことができる。

（庶務）

第13条 この要綱に関する庶務は都市みらい部公園管理課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。